

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第18号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
部長共通	(1)～(11) 略 (12) 1件20,000,000円以下の物品等の調達に係る決定及び経費の支出決定に関する <u>こと</u> 。ただし、管理者が別に定める <u>随意契約に係るものを除く</u> 。 (13) 1件3,000,000円以下の <u>管理者が別に定める随意契約に係る物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること</u> 。 (14) 略 (15) 1件60,000,000円以下の <u>工事施行決定に関すること</u> 。 (16)～(22) 略	部長共通	(1)～(11) 略 (12) 1件20,000,000円以下の物品等の調達に係る決定、 <u>経費の支出決定及び契約に関すること</u> 。ただし、 <u>契約にあつては、1件3,000,000円以下の管理者が別に定める随意契約に限る</u> 。 (削除) (13) 略 (14) 1件60,000,000円以下の <u>工事施行決定及び経費の支出決定に関すること</u> 。 (15)～(21) 略
予算担当課の課長等及び予算単横事業所の所長共通	(1)～(4) 略 (5) 1件5,000,000円以下の物品等の調達に係る決定及び経費の支出決定に関する <u>こと</u> 。ただし、管理者が別に定める <u>随意契約に係るものを除く</u> 。 (6) 略 (7) 1件2,000,000円以下の	予算担当課の課長等及び予算単横事業所の所長共通	(1)～(4) 略 (5) 1件5,000,000円以下の物品等の調達に係る決定及び <u>契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること</u> 。ただし、 <u>契約にあつては、1件2,000,000円以下の管理者が別に定める随意契約に限る</u> 。 (6) 略 (削除)

	<p><u>管理者が別に定める随意契約に係る物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。</u></p> <p>(8)～(12) 略</p> <p>(13) 1件 3,000,000 円以下の<u>工事施行決定</u>に関すること。</p> <p>(14) 1件 1,000,000 円以下の土地、建物及びその他事業施設並びにこれらの附属物に係る小規模な修繕の決定及び<u>契約</u>に関すること。</p>		<p>(7)～(11) 略</p> <p>(12) 1件 3,000,000 円以下の<u>工事施行決定及び経費の支出決定</u>に関すること。</p> <p>(13) 1件 2,000,000 円以下の土地、建物及びその他事業施設並びにこれらの附属物に係る小規模な修繕の決定及び<u>契約並びにこれらに伴う経費の支出決定</u>に関すること。</p> <p>(14) 1件 1,000,000 円以下の<u>乗合自動車、地下式構造の鉄道に使用する旅客車及びそれらの維持保守に要する車（各車に付する機器を含む。）に係る小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定</u>に関すること。</p>
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
次長	<p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 1件 2,000,000 円以下の支出決定に関すること。</p> <p>(13)～(15) 略</p> <p>(16) 1件 80,000,000 円未満の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。 <u>ただし、管理者が別に定める随意契約に係るものを除く。</u></p> <p>(17) 1件 10,000,000 円以下の<u>管理者が別に定める随意契約に係る物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定</u>に関する</p>	次長	<p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 1件 5,000,000 円以下の支出決定に関すること。</p> <p>(13)～(15) 略</p> <p>(16) 1件 80,000,000 円未満の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。</p> <p>(削除)</p>

	<p>こと。</p> <p>(18) 1 件 150,000,000 円以下の工事施行決定に関すること。</p> <p>(19)～(28) 略</p>		<p>(17) 1 件 150,000,000 円以下の工事施行決定及び経費の支出決定に関すること。</p> <p>(18)～(27) 略</p>
企画総務部長	<p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 1 件 <u>20,000,000</u> 円以下の物品等の調達契約に関すること。ただし、管理者が別に定める随意契約に係るものを除く。</p> <p>(14) 1 件 <u>100,000,000</u> 円以下の工事請負契約に関すること。</p> <p>(15)～(21) 略</p>	企画総務部長	<p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 1 件 <u>50,000,000</u> 円以下の物品等の調達契約に関すること。ただし、管理者が別に定める随意契約にあつては、<u>20,000,000</u> 円以下までとする。</p> <p>(14) 1 件 <u>200,000,000</u> 円以下の工事請負契約に関すること。</p> <p>(15)～(21) 略</p>
企画総務課長	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 1 件 <u>5,000,000</u> 円以下の物品等の調達契約に関すること。ただし、管理者が別に定める随意契約に係るものを除く。</p> <p>(6) 1 件 <u>10,000,000</u> 円以下の工事請負契約に関すること。</p> <p>(7)～(10) 略</p>	企画総務課長	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 1 件 <u>20,000,000</u> 円以下の物品等の調達契約に関すること。ただし、<u>京都市交通局契約規程第28条の規定による物品等の調達に係る随意契約の額は、1 件 1,000,000 円以下とし、</u>管理者が別に定める随意契約に係るものを除く。</p> <p>(6) 1 件 <u>100,000,000</u> 円以下の工事請負契約に関すること。</p> <p>(7)～(10) 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画総務課)